

改正案	現行
<p>（加入者保護信託契約）</p> <p>第五条 法第五十六条第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 加入者保護信託の信託事務年度、事業報告、決算報告その他の事業の執行に関する事項</p> <p>六 （略）</p> <p>七 加入者保護信託の終了に関する事項</p> <p>八 （略）</p> <p>（加入者保護信託契約の認可申請等）</p> <p>第六条 振替機関は、法第五十七条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、財務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の氏名及び住所（信託管理人となるべき者又は受益者代理人となるべき者が法人である場合にあっては、その商号等）</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>（加入者保護信託契約）</p> <p>第五条 法第五十六条第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 加入者保護信託の事業年度、事業報告、決算報告その他の事業の執行に関する事項</p> <p>六 （略）</p> <p>七 加入者保護信託契約の終了に関する事項</p> <p>八 （略）</p> <p>（加入者保護信託契約の認可申請等）</p> <p>第六条 振替機関は、法第五十七条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、財務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託管理人となるべき者の氏名及び住所（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その商号等）</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

一・二（略）

三 信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（信託管理人となるべき者又は受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

四 信託が設定された当初の信託事務年度及び翌信託事務年度に係る加入者保護信託の事業計画書並びに収支予算書

五（略）

3 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、振替機関に対し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一・二（略）

三 加入者保護信託が信託法（平成十八年法律第百八号）第百六十三條第九号又は第百六十四條第一項の規定により終了できないものであること。

四 信託管理人、受益者代理人及び委員に対して信託財産から支払われる報酬の額がその任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

五（略）

九 受託者、信託管理人、受益者代理人及び委員がその事務に関して知り得た情報が適切に管理され、及び秘密を保持するために必

一・二（略）

三 信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

四 信託が設定された当初の事業年度及び翌事業年度に係る加入者保護信託の事業計画書並びに収支予算書

五（略）

3 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、振替機関に対し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一・二（略）

三 加入者保護信託契約が解除できないものであること。

四 信託管理人及び委員に対して信託財産から支払われる報酬の額がその任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

五（略）

九 受託者、信託管理人及び委員がその事務に関して知り得た情報が適切に管理され、及び秘密を保持するために必要な措置が講じ

要な措置が講じられることが確実であると認められること。

(受益者への支払)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による請求及び支払に係る加入者保護信託の受益権の行使は、加入者保護信託契約の定めるところにより、受益者代理人がすべての加入者について一括して行うものとする。

(補償対象債権に係る権利の行使)

第十二条 受託者は、法第六十条第六項の規定により取得した補償対象債権に係る権利の行使に際しては、あらかじめ受益者代理人の承諾を得るものとする。

(負担金の支払の方法)

第十三条 振替機関は、信託事務年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関(法第四十四条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。)のそれぞれが法第六十二条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。

2 4 (略)

られることが確実であると認められること。

(受益者への支払)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による請求及び支払に係る加入者保護信託の受益権の行使は、加入者保護信託契約の定めるところにより、信託管理人がすべての加入者について一括して行うものとする。

(補償対象債権に係る権利の行使)

第十二条 受託者は、法第六十条第六項の規定により取得した補償対象債権に係る権利の行使に際しては、あらかじめ信託管理人の承諾を得るものとする。

(負担金の支払の方法)

第十三条 振替機関は、事業年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関(法第四十四条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。)のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。

2 4 (略)

(事業概要報告書等の提出)

第十五条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該信託事務年度の事業概要報告書
- 二 当該信託事務年度の収支決算書
- 三 当該信託事務年度末の財産目録

(公告)

第十六条 受託者は、法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第四条第二項の規定により、前条の書類の提出をした後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第十七条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 信託の変更案及び新旧対照表

2 (略)

(事業概要報告書等の提出)

第十五条 受託者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業概要報告書
- 二 当該事業年度の収支決算書
- 三 当該事業年度末の財産目録

(公告)

第十六条 受託者は、法第六十五条において準用する信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十九条第二項の規定により、前条の書類の提出をした後遅滞なく、前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

(信託条項の変更の申立て)

第十七条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する信託法第七十条の規定による信託条項の変更を申し立てようとするときは、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 信託条項の変更案及び新旧対照表

2 (略)

(信託の変更の許可の申請)

第十八条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第六条の規定による信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託の変更の根拠となる信託法の規定（信託法第四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の変更案及び新旧対照表

2| 前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、信託の変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(受託者の辞任の許可の申請)

第十九条 受託者は、法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(新設)

(受託者の辞任の許可の申請)

第十八条 受託者は、法第六十五条において準用する信託法第七十一条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 信託事務及び信託財産の状況を記載した書類

三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の申請)

第二十條 信託管理人又は受益者代理人は、信託法第四十六條第一項及び法第六十五條において準用する公益信託二關スル法律第八條の規定により検査役の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(削る)

三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新設)

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

第十九條 受託者は、信託法第二十二條第一項ただし書及び法第六十五條において準用する信託法第七十二條の規定により信託財産の取得の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 固有財産となるべきもの又は取得しようとする権利の種類及び総額を記載した書類

三 固有財産となるべきもの又は取得しようとする権利の価格を証する書類

(受託者の解任の申請)

第二十一条 振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により受託者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな受託者の選任の申請)

第二十二条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により新たな受託者の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 三 新たな受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、定款、登記事項証明書及び就任承諾書

(信託財産管理命令の申請)

第二十三条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託財産管理命令」という。)の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を

(受託者の解任の請求)

第二十条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十七条及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新受託者の選任の請求)

第二十一条 利害関係人は、信託法第四十九条第一項及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により新受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の理由を記載した書類
- 二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 三 新受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、定款及び就任承諾書

(新設)

添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 理由書

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十四条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 許可を受けようとする行為の概要

(信託財産管理者の辞任の許可の申請)

第二十五条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債

(新設)

(新設)

務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(信託財産管理者の解任の申請)

第二十六条 振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により信託財産管理者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十七条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の申請)

第二十八条 振替機関又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第

(新設)

(新設)

(新設)

二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により信託管理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の申請)

第二十九条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により新たな信託管理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者の氏名及び住所(新たな信託管理人となるべき者が法人である場合には、その商号等)
- 三 新たな信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面(新たな信託管理人となるべき者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書)並びに就任承諾書

(受益者代理人の辞任の許可の申請)

第三十条 受益者代理人は、信託法第四百四十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとする

(新設)

(新設)

ときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな受益者代理人の選任に関する意見を記載した書類

(受益者代理人の解任の申請)

第三十一条 振替機関又は他の受益者代理人は、信託法第四十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により受益者代理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな受益者代理人の選任の申請)

第三十二条 利害関係人は、信託法第四十二条第一項において読み替えて準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により新たな受益者代理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 受益者代理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受益者代理人となるべき者の氏名及び住所(新たな受益

(新設)

(新設)

者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等
)

三 新たな受益者代理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

（届出事項）

第三十三条 受託者は、委託者若しくは受託者の商号等又は信託管理人、受益者代理人若しくは委員の氏名、住所若しくは職業（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあつては、その商号等又は主たる業務）に変更があつたときは、遅滞なく、変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 委託者、受託者、信託管理人又は受益者代理人の商号等の変更
当該委託者、受託者、信託管理人又は受益者代理人の登記事項証明書

二 信託管理人、受益者代理人又は委員の氏名若しくは住所の変更
当該信託管理人、受益者代理人又は委員の住民票の抄本若しくはこれに代わる書面

三 信託管理人、受益者代理人又は委員の職業（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあつては、主たる業務）の変更

（届出事項）

第二十一条 受託者は、委託者若しくは受託者の商号等又は信託管理人若しくは委員の氏名、住所若しくは職業（信託管理人が法人である場合にあつては、その商号等又は主たる業務）に変更があつたときは、遅滞なく、変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 委託者、受託者又は信託管理人の商号等の変更
当該委託者、受託者又は信託管理人の登記事項証明書

二 信託管理人又は委員の氏名若しくは住所の変更
当該信託管理人又は委員の住民票の抄本若しくはこれに代わる書面

三 信託管理人又は委員の職業（信託管理人が法人である場合にあつては、主たる業務）の変更
当該信託管理人又は委員の履歴書

当該信託管理人、受益者代理人又は委員の履歴書（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為）

（書類及び帳簿の備付け）

第三十四条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

一・二 （略）

三 信託管理人、受益者代理人及び委員の氏名を記載した書類並びに履歴書（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあっては、その商号等を記載した書類及び定款又は寄附行為）

四〇七 （略）

（加入者保護信託の終了の報告等）

第三十五条 受託者は、加入者保護信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2 受託者は、加入者保護信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、信託清算結了報告書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の最終計算書及び附属書類

三 残余財産の処分に関する書類

（信託管理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為）

（書類及び帳簿の備付け）

第二十三条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

一・二 （略）

三 信託管理人及び委員の氏名を記載した書類並びに履歴書（信託管理人が法人である場合にあっては、その商号等を記載した書類及び定款又は寄附行為）

四〇七 （略）

（加入者保護信託の終了の報告）

第二十四条 受託者は、加入者保護信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託終了報告書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の最終計算書及び附属書類

三 残余財産の処分に関する書類

(標準処理期間)

第三十六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、次に掲げる申請があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

一 法第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可に関する申請

二 法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第六条の許可に関する申請

三 法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第七条の許可に関する申請

四 信託法第六十六条第四項、同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項、同法第二百二十八条第二項において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び同法第四百四十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項並びに法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の許可に関する申請

2
(略)

(標準処理期間)

第二十五条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可並びに法第六十五条において準用する信託法第七十一条並びに同法第二十二条第一項ただし書及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の許可に関する申請があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

2
(略)

内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（内閣府 平成十七年法務省令第二号）
財務省

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行									
<p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 民間事業者等が、第一項の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令（平成十四年<small>内閣府</small>法務省令第四号）<small>財務省</small>第三十四条（第六号に係る部分に限る。）の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>		<p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 民間事業者等が、第一項の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令（平成十四年<small>内閣府</small>法務省令第四号）<small>財務省</small>第二十三条（第六号に係る部分に限る。）の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>									
<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>加入者保護信託に関する命令</td> <td>第三十四条</td> </tr> </table>		（略）	（略）	加入者保護信託に関する命令	第三十四条	<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>加入者保護信託に関する命令</td> <td>第二十三条</td> </tr> </table>		（略）	（略）	加入者保護信託に関する命令	第二十三条
（略）	（略）										
加入者保護信託に関する命令	第三十四条										
（略）	（略）										
加入者保護信託に関する命令	第二十三条										